

序章

一 本書の課題

本書は、近世の相給村落をいくつかの角度から考察した共同研究の成果であり、対象とするのは上総国山辺郡台方村(現千葉県東金市)である。一つの村が複数の領主の所領に分割される相給村落は、領主支配と村落構造の関係を追究するための好素材として注目され、多くの研究が積み重ねられてきた。

関東地方を対象としたものとしては、まず川村優氏の一連の研究を挙げる⁽¹⁾ことができる。川村氏は、旗本知行所の特質解明という問題関心から旗本領相給村落の分析を深めており、旗本領を主体とする相給村落においては、給別の五人組編成と並んで、支配の枠を越えた郷五人組が自主的につくられる場合があつたことを指摘するなど、村落史研究にとつても重要な論点を提起している⁽²⁾。

また、白川部達夫氏の研究も注目すべきものである⁽³⁾。とりわけ、一村を複数の知行主に分郷する際には、「知行主―知行付百姓―知行地の一体性が確保されているいっぽう、知行地は百姓の零細錯圃した土地所持形態に規定されて村内に分散するという統合と分散の弁証法的関係」⁽⁴⁾が存在することを見出した点は重要である。

渡辺 尚志
中谷 正克

さらに、近年では近畿地方の相給村落を対象とした成果も発表されている。熊谷光子氏は、畿内・近国の旗本知行の特質を、知行所支配の要となつた在地代官に焦点を合わせて検討している。⁽⁵⁾尾脇秀和氏は、京都近郊の相給村落を対象として、表裏の使い分けによる穏便の実現、百姓の「老人両名」、村における医師の役割等、興味深い論点を提示している。⁽⁶⁾こうした先行研究を踏まえつつ、われわれの共同研究は以下の点を特に強く意識している。

第一は、村落史・地域社会史研究の立場から相給村落の分析を深めたいということである。本書が対象とする台方村は、四つの知行所に分かれているとともに、六つの小集落(入地)が存在する。そして、知行所と集落とは明確なかたちでは対応していない。そこで、村請制村・知行所・小集落の相互関係が問題となる。また、村内には親類・同族・五人組・講など多様な結びつきが存在する。一方、村外に目を向けると、そこにもまた多彩な社会的結合を見出すことができる(第三節参照)。こうした諸関係を、幕府・領主の支配も視野に入れつつトータルに解明したい、というのがわれわれの終極目標である。

第二は、第一の課題を解明するために、できるだけ多くの史料群を分析対象にしたいということである。相給村落研究の難しさの一つに、複数の知行所のすべてにわたって史料が残っていないことが多いという問題がある。史料が残る特定の知行所の分析はできるが、史料が残っていない他知行所の分析はできず、したがって一村全体の構造分析は不十分なものになりがちだということである。さいわい、台方村の場合には、四給のすべてにわたって地方文書が残っており、さらに台方区有文書も存在する。こうしたメリットを生かして、前記の課題に迫りたい。

二 本書の概要

本書は、序章のほかに全五章からなる。

第一章「台方村の村運営」(中谷正克)は、村請制村・知行所・入地・小集落三者の関係を、知行所と入地それぞれの運営の実態に即して検討したものである。また、第二章「台方村の小集落と知行所」(小松賢司)は、同じ問題を、入地と土地所有、年貢・諸役の負担方法、土地争論の三点に着目することで明らかにしようとしたものである。そこでは多様な論点が出されているが、第一章・第二章とともに取り上げられている松平知行所における入地組の存在は、とりわけ興味深い。

相給村落とは、一村が複数の領主支配に分割されている村である。また、相給村落に限らず、村請制村の内部に複数の小集落が存在するケースは一般的にみられる。台方村では、そうした小集落が入地と呼ばれているのである。村人は村請制村・知行所・入地三者のそれぞれに帰属し、その規定を受けながら日々の生産・生活を営んでいるわけであるから、この三者の関係の検討が重要になってくる。

ただし、ここにさらに複雑な問題がある。松平知行所のように、台方村の村高の約半分、一〇〇〇石近い知行高がある場合には、諸役の円滑な徴収のために、知行所内をさらにいくつかの組に分ける必要が出てくる。そこで、松平知行所付の百姓はすべての入地に複数名存在したから、入地を基本単位として入地組がつくられた。ただし、入地組は入地を基本単位とはしているものの、入地からはみ出す要素も含んでいる。

第一に、各入地に居住する百姓は、自身が居住する入地のみ土地を所持しているわけではない。したがって、入

地組の役高（入地組に属する百姓の所持石高の合計で、役負担の基準となる高）には、各入地組の百姓が他入地に所持する土地の役高も含まれており、人を単位に土地と高を一括把握しているのである。

第二に、各入地組には、他の入地に居住する百姓が少数ではあれ含まれている。第一章では、百姓の居住する入地と、所持地のある入地とが異なることから、こうした事態が生じるのだと説明している。また、第二章では、入地組と居住入地が一致しない理由を、各入地組の役高を均等にするためというところを求めている。さらに、入地組には他村からの入作者も含まれている。したがって、入地組とは、村民の生活上必要不可欠で分割不可能な単位ではなく、組み換えが可能（むしろ適宜組み換えが必要な単位なのである）。

このように、入地組は、入地を基本としつつも、それに収斂しきらない要素を抱えている。他方、各入地においては、そこに居住する松平知行所付百姓のみの結びつきも存在した（これを、「入地内知行所別百姓結合」と呼んでおく）。嘉七・由松地境一件は、そのことを示している。河野知行所付百姓である嘉七に対して、松平知行所付百姓である由松側に立って実力行使に及んだのは、知行所村役人を除けば、弥勒入地に住む松平知行所付の五人組メンバーであった。

とすると、各入地居住の松平知行所付百姓のまとめりと、入地組とは、かなりの程度重複しつつも、ズレを含むことになる。そして、入地組は役負担の単位としてのみ機能しており、百姓の生産・生活を保障する機能はなかった。

ともあれ、村請制村・知行所・入地三者の関係を考える際には、松平知行所に関しては、入地組と「入地内知行所別百姓結合」との関係も組み込んで議論する必要があるということである。また、そこには親類や同族のつながりも関わってくるし、村を越えた諸関係もからんでくる。このように事態はさらに複雑さを増すわけだが、こうした諸関係を丹念に解きほぐすことなしには相給村落における社会結合の具体像は見えてこないのであり、逆にこの複雑な関

係を整理して提示できれば、そこから近世村落史研究に対して新たな論点を提起し得るだろう。今後の大きな課題である。相給村落は複雑で一筋縄ではいかないからこそ、興味深い研究対象なのだといえよう。

また、第二章では、文政元年（一八一八）以降、入地組のメンバーと組の役高が固定化したと述べられているが、そうだとすると、その後の土地移動によって、各百姓をその全所持地ごと一つの入地組に編成するというあり方が崩れていくことになる。それは、村役の徴収に困難をもたらしたと想定されるが、百姓たち（とりわけ知行所村役人）はそれをどのように処理したのだろうか。興味ある問題である。

相給村落においては、知行付百姓と知行地とを整合的に分郷した場合でも、知行地の一部に他知行主の知行付百姓の所持地が入ってくることは避けられない。そして、知行付百姓と知行地の所持者とのズレは、時期が下るほど大きくなる。それをどう処理するかは、知行主にとっても知行付百姓にとっても重大な問題であった。そのことを端的に示したのが、第二章で検討された嘉七・由松地境一件である。

この一件でもう一つ興味深いのは、分家によって新たに成立した家をどの知行主の知行付百姓にするかという問題が顕在化していることである。分家は本家と同じ知行主の知行付百姓になるのか、分家百姓が居を構えた土地の知行主の知行付百姓になるのかが問われているのである。その背景には、やはり知行付百姓と知行地の所持者との不整合という問題が存在した。相給村落が問いかける諸事象は、近世における人と土地との関係、あるいは土地をめぐる人と人との関係―いずれも、近世社会を考えるうえでの基本的関係である―の考察に不可欠な応用問題なのである。⁽¹⁾

第三章「近世後期東上総における在払米の形成と流通」（高橋伸拓）は、近世後期の東上総における在払米（蔵米）の広範な存在を明らかにしたうえで、在払米の流通が村や地域社会においてもった意義について検討したものである。当地域の旗本層による年貢米の在払は広範に見られた現象である。また、年貢金納によっても、米は在地に留保された。

村側にとって、在払や金納によって年貢米江戸廻送の手間が省けるメリットは大きかった。こうした米が地域米穀市場において果たした役割は無視できない。

では、在払米の需要者は誰だったのか。後述のように、台方村では、宝暦九・一〇年（一七五九・六〇）において、百姓総軒数一六六軒中、一石未満所持層が五九軒、無高層が五七軒も存在した。村民の約三分の二が所持石高一石未満だったのである。これらの層の多くが、程度の差はあれ飯米購入者であり、在払米をも購入していたことは想像に難くない。加えて、台方村に隣接する東金町は在方町であり、住民の中には一定数の飯米購入者が存在したと思われる。

また、在払米は「蔵米」として、一般の民間米とは区別されて流通していた。在払米はいったん年貢米として旗本に納められたものであり、その際には一定の品質が要求される場合もあった。すなわち、在払米の一定部分は、旗本によって品質保証された一種のブランド米だったといえよう。そのため、より旨い酒造りを目指す酒造家も在払米を購入した。さらに、在払米は、山方・浦方など充分な米穀生産ができない地域にも流通していった。ほかにも、第三章では、在払米の多様な用途が明らかにされている。こうした在払米が地域経済や住民の生活においてもった意義については、さらに考察を深めていく必要がある。

第四章「備荒貯蓄にみる百姓・領主関係（渡辺尚志）」は、第三章と同様、米に関わる問題を扱っているが、こちらは備荒貯蓄米を対象としている。災害史研究は近年大きく進展しているが、そこにおける重要テーマの一つに備荒貯蓄の問題がある。備荒貯蓄に関しては、各地の事例から多くの重要な論点が出されているが（それについては、第四章第一節参照）、こと旗本領に関しては必ずしも充分な事例蓄積がなされているわけではない。そこで、第四章では、旗本領における備荒貯蓄の事例を取り上げた。そして、財政基盤が脆弱な旗本領においては継続的・安定的な備荒貯蓄制度を確立することが困難であり、場合によっては備荒貯蓄金が御用金と互換可能なものとして扱われ、旗本の財政補填に流用されることもあったことを明らかにした。

また、一八世紀後半以降の備荒貯蓄においては、領主と百姓が米・金を出し合うケースが広く見られたことから、従来の研究ではそこに公共性の拡大を認める議論もなされてきた。確かにそうした側面は認められるが、第四章ではそれとは異なり、旗本が若干の拠出をしたことを根拠として、備荒貯蓄全体に対する所有権を主張している事例を提示した。そこにみられるような、「官民協力」による備荒貯蓄の「影の側面」にも注意が必要である。

第四章は、河野知行所四か村を対象としているが、台方村を取り巻く諸関係はこれに止まらない。台方村の他の知行所においてはまた別個の知行所結合が存在したわけだし、同村は幕府の広域支配に関しては鷹場組合・五郷組合や寄場組合に、用水利用の面では複数の用水組合に属していた。また、台方村は、周辺の五か町村と共通の鎮守をもっており、祭礼も協力して行っていた。それ以外にも、東金町や周辺村々との間では、家や個人レベルで多様な経済的・社会的・文化的諸関係が取り結ばれていた。こうした複層的な地域的諸関係を一つ一つ解きほぐし、それらの全体像を復元することは重要な課題である。

付章「地域における「明治維新」の記憶と記録（宮間純一）」は、文久三年（一八六三）に九十九里地域で起こった真忠組騒動を取り上げて、この騒動を誰が、いかなる立場から記録に残したのか、さらに関係者にとって真忠組騒動とは何だったのかを追究したものである。真忠組は尊王攘夷と貧民救済を掲げて蜂起したわけだが、騒動鎮圧直後から明治期にかけては、真忠組「賊」というマイナスの評価がなされることとなった。それは、真忠組騒動の記録が、騒動の鎮圧に当たった福島藩と、真忠組の攻撃対象となった豪農たちによってもっぱら作成され流布したからである。ここでは、尊攘志士としてのプラスの評価がなされることはなかった。

これと対照的なのが、萩藩の豪農による奇兵隊についての語りである。⁽⁸⁾ 豪農林勇蔵は、奇兵隊が藩内抗争を勝ち抜く際、自身がいかに貢献したかということ、明治になってから繰り返し強調した。それによって、明治政府から地域への援助を引き出そうとしたのである。すなわち、奇兵隊を含む萩藩は、豪農層の協力を得て明治維新の勝者となったとされ、豪農は協力の事実を明治以降積極的に主張することになった。

他方、真忠組の場合は、豪農層の協力を得られず、幕府・諸藩によって鎮圧された。真忠組は西南雄藩とは直接の関わりをもたなかったため、明治になって顕彰されることもなかった。真忠組によって救済された下層民もいたわけだが、彼らはそうした事実の記録者・語り部とはならなかったのである。幕末期の経験、各地の民衆が明治以降どのように記憶・記録していくのかを比較考察することは興味深いテーマだといえよう。⁽⁹⁾

なお、真忠組に関して、以下の二点を述べておきたい。第一は、真忠組と台方村との関係である。台方村の幕領分名主戸村治左衛門は真忠組に協力することで借金取り立てを実現しており、村役人層はすべてが真忠組の被害者だったわけではない。この事例も含めて、真忠組と地域住民との関わりをさらに具体的に追究していく必要がある。第二は、真忠組に関する記録のさらなる掘り起しである。近年においても新史料の発見が報告されており、引き続き史料の発掘に努める必要がある。

本書で論じきれなかった課題は多い。われわれの共同研究は現在も継続中であり、その成果は引き続き発表していく予定である。本書は、われわれの相給村落研究の出発点であることを付け加えておきたい。

三 近世台方村の概要

1 台方村と周辺村々

本節では、本書において分析対象の中心となった上総国山辺郡台方村(現千葉県東金市台方)の概況について示す。⁽¹¹⁾

台方村は、九十九里平野の中央最奥部と両総台地の東端が接する地域に位置する。隣接村は、東に在郷町である東金町、南は押堀村と福俵村、西に田中村、北に大豆谷村がある。同村は、台地の縁沿いに東金町へ続く道に沿って立ち並ぶ「根方」と称される集落と、村の南東部に枝郷として形成された「砂郷」と称された集落から成る。⁽¹²⁾

根方の集落内は、谷に沿って成立したと考えられる入地と称される小集落が存在する(口絵参照)⁽¹³⁾。西から順に弥勒・大作・花輪・羽黒・大門と五つの入地があり、これに砂郷を加えた六つの入地が近世を通じて機能した。⁽¹⁴⁾ 入地の範囲は、図に示したように道を境界としておおよそ区分できる。同村の耕地は、おおよそ九対一の比率で田方が大勢を占める村であった。村の取水源は、丹尾村・滝村・油井村から流れ出る滝川からの「地水」と、一七世紀初頭に築造したとされる溜池である雄蛇が池からの「番水」によって賄われた。⁽¹⁵⁾ 図でわかるように、村内には主要な水路として、西から川間手樋・中手樋・箱手樋・花輪手樋が存在した。川間手樋と中手樋・箱手樋は台方村内の田地に向けて通水し、花輪手樋は押堀村・川場村・堀上村といった南西村々の田地へ通水した。⁽¹⁶⁾

近世の台方村は、周辺の村々と各種の組合村を編成することで、地域編成秩序の一翼を担った。台方村が属した組合村としては、雄蛇が池九か村組合⁽¹⁷⁾、滝川五か村組合⁽¹⁸⁾、東金取締一八か村組合⁽¹⁹⁾、東金町鷹場二七か村組合⁽²⁰⁾、東金町寄場三〇か村組合⁽²¹⁾、山王宮九か所組合⁽²²⁾、五郷組合⁽²³⁾がある。台方村は、こうした組合村に属し、各組合内の村々と金銭的

にも人的にも負担を共有しながら、緊密に連携を図っていた。

2 村高・支配と神社

(1) 村高と領主変遷

台方村の村高は、文禄三年（一五九四）の検地帳で一六〇二石と設定された後、元禄期（一六八八〜一七〇四）には一四七〇石余となり、以後近世を通じて村高に大きな変化はなかった。⁽²⁴⁾ 台方村の支配は、近世前期においては、幕領から佐倉藩領、土浦藩領と推移し、元禄十一年（一六九八）の地方直しによって、旗本の松平権之助家・三田治郎右衛門家・大橋平兵衛家・河野松庵家⁽²⁵⁾四家による相給支配が設定された。大橋家を除く三家は、以後近世を通じて台方村の知行主となったが、大橋家はその後御家断絶となり同家の知行分は、幕領、御三卿の清水領を経て再び幕領となつて明治を迎えた。⁽²⁶⁾ 四家の知行高は、松平家が九五六石余、三田家が二三三石余、大橋家が一四一石余、河野家が一四一石余となる。大橋家と河野家の知行高がほぼ等しいものの、松平家の知行高が突出し、また三田知行分についても二三三石余となっているように、均等相給知行の村ではなかった。

(2) 神社

台方村は、近世期村内に日蓮宗妙満寺派の寺院である大林寺（大作）・常光寺（大作）・大宝（法）寺（花輪）・妙福寺（大門）の四つの寺と、馬頭観音堂（花輪）・八幡社（弥勒）・天神社（砂郷）が存在した。⁽³⁰⁾ 大林寺と大法寺・妙福寺・馬頭観音堂は松平氏知行分に属し、常光寺と八幡社は河野氏知行分に属し、天神社は四給人会地であった。⁽³¹⁾ 台方村百姓の檀那寺としては、前述の四か寺のほか、東金町の最（西）福寺や本潮寺、田中村の法光寺がある。⁽³²⁾ そのほか周辺村々の総鎮守として大豆谷村に山王宮（現在の日吉神社）がある。⁽³³⁾

3 台方村の土地所持状況

表1は、宝暦九年における台方村一四七〇石余の土地を、百姓の所持高別に一覧化したものである。⁽³⁴⁾ 表によれば、台方村の土地半分近くが他村の百姓に所持されていたことがわかる。特に、東金町の商人や百姓が台方村全体の三分の一近くの土地を所持している。⁽³⁵⁾ 一方、台方村百姓の村内における持高は、おおそ二極化と呼べる現象が生じている。持高一〇石以上を所持する階層は、全体の一割ほどで、そのほとんどは各知行所の村役人を務める家々であった。⁽³⁶⁾ なかでも持高一三九石余を所持した（有原）彦兵衛家と、一三五石余を所持した傳六家は突出した持高を有しており、彦兵衛家は当時松平知行所の組頭を、傳六家は三田知行所の名主を務めている。⁽³⁷⁾

五石未満の持高を有する百姓は、九二軒と全体の八割近くを占める。さらに一石未満の百姓に限ってみても五九軒と、およそ全体の半数を占める。宝暦期における台方村百姓の村内における土地所持状況は、持高一〇石以上を保有する村役人が多くを占める大高持層と、持高一石に満たない多くの零細百姓層とに二極化されていたことがわかる。⁽³⁸⁾

4 入地百姓と知行所付百姓

台方村の百姓は、自らを文書等で名乗る際、居住する入地名を自身の名前の前に付ける場合と、帰属する知行所の旗本名を自らの名前の前に付す場合とがあった。近世の台方村を分析するうえで、個々の百姓がどの入地に属したかどうかの知行所付の百姓であったかを、明らかにすることは前提作業として重要である。表2は、文化期台方村百姓の入地ごとの百姓と、帰属する知行主を示したものである。⁽³⁹⁾ 表に沿って弥勒に属した百姓からみていくと、当該期の弥勒の百姓は二六軒存在し、大作の百姓は二九軒、花輪の百姓は二三軒、羽黒の百姓は一六軒、大門の百姓は二二軒、砂郷の百姓は四九軒あり、居住する入地名が不明な組頭の甚右衛門を合わせて、計一六六軒が村内に存在したことに

表1 宝暦9年台方村百姓の土地所持状況

持高/村名	台方村	東金町	大豆谷村	田間村・福俣村	合計(軒)
50石～	4	2	1	0	7
10石～	7	8	3	0	18
5石～	17	12	2	0	31
1石～	33	21	5	2	61
1石未満	59	7	2	0	68
総軒数	120	50	13	2	185
総持高(石)	788.961	468.585	168.811	44.071	1470.428

※宝暦9年8月「田畑高改小前帳」(高一郎家文書182)より作成。

表2 文化期台方村入地別百姓と知行主

入地(人数)	百姓名	知行主	入地(人数)	百姓名	知行主	入地(人数)	百姓名	知行主
弥勒(23人)	三次郎		大作(27人)	嘉右衛門	松平	羽黒(15人)	平七	幕領
	佐次右衛門	三田		嘉平次	松平		治郎吉	
	六右衛門	松平		太兵衛	松平		傳六	松平
	長五郎	松平		新左衛門	松平		藤七孫	松平
	兵吉後家	松平		勘右衛門			幸助	松平
	次助	松平		伊助	幕領		忠蔵	松平
	茂兵衛			源兵衛	幕領		与三郎	
	平右衛門	松平		五兵衛	幕領		平五郎	松平
	清兵衛			安右衛門	幕領		喜八	
	長次郎	松平		治右衛門	幕領		勘重郎	松平
	兵蔵	河野		清蔵			清左衛門	松平
	仙助			万次後家	松平		忠兵衛	松平
	七之丞後家	河野		兵吉後家	幕領		源兵衛	松平
	喜五郎	河野		半六	幕領		吉兵衛	河野
	小左衛門	河野	佐吉		清蔵		松平	
	久六		松之助		平七	松平		
	千松		平次郎	松平	次郎吉	松平		
	彦右衛門後家	松平	忠平	松平	半兵衛			
	逸平		惣兵衛	松平	喜左衛門	松平		
	長蔵	河野	五郎兵衛	松平	清五郎	三田		
	半蔵	河野	平蔵	松平	吉蔵	三田		
	権左衛門	松平	重郎左衛門		清右衛門	松平		
	新兵衛	河野	彦四郎	松平	茂助	松平		
新兵衛	松平	八左衛門	松平	重右衛門	松平			
桑蔵		茂兵衛後家	幕領	新八	三田			
松右衛門	松平	平九郎		権平後家				
治助	松平	七助		久蔵	三田			
平兵衛	松平	佐助		平次郎	三田			
卯之三郎	松平	庄右衛門	松平	庄五郎	三田			
次郎兵衛	松平	甚蔵	幕領	喜兵衛	三田			
孫太夫	幕領	半右衛門	松平	忠右衛門	三田			
久右衛門	幕領	惣八後家	三田	惣右衛門	三田			
金右衛門	幕領	太助		治助				
茂左衛門	幕領	傳六	河野	七蔵				
寅之助		吉兵衛		庄松	三田			

なる⁽⁴⁰⁾。砂郷を除けば、各入地およそ二〇軒前後で編成されている。この入地百姓は、入地ごとに異なる知行主に属していたわけではなく、同じ入地であっても他の知行主に属している場合もみられるが、入地単位で属する知行所に一定の傾向はみられた⁽⁴¹⁾。弥勒の百姓については、二六軒の内、河野知行所付百姓が九軒、松平知行所付百姓が九軒を占め、大作の百姓は二九軒の内、幕領付百姓が一二軒、松平知行所

入地(人数)	百姓名	知行主	入地(人数)	百姓名	知行主
砂郷(48人)	政次郎	三田	名主	(羽黒)彦兵衛	松平
	清吉	三田	名主	(大作)与左衛門	幕領
	傳蔵	松平	名主	(弥勒)治郎左衛門	河野
	庄兵衛	三田	名主	(大門)甚兵衛	三田
	文蔵	三田	組頭代	(弥勒)長右衛門	松平
	文次後家	三田	組頭代	(弥勒)治兵衛	河野
	伊助	三田	組頭	(大作)太左衛門	幕領
	権太郎	三田	組頭	(花輪)勘左衛門	松平
	吉左衛門	三田	組頭	(大門)庄蔵	三田
	豊七		組頭	甚右衛門	三田
	定右衛門後家	三田	組頭	(砂郷)八郎兵衛	松平
	新蔵	三田	大作組世話役	(大作)嘉右衛門	松平
	仙蔵	三田	大作組世話役	(大作)新左衛門	松平
	七助		砂郷組世話役	(砂郷)与四郎	松平
	平蔵	松平			
	文六	松平			
	権平				
	新五郎				
	孫右衛門				
	甚蔵	三田			
	市左衛門	松平			
	文助	松平			
	佐吉				
	金蔵				
	善太郎	三田			
	丑太郎				
	与四郎	松平			
	又右衛門				
	彦左衛門	松平			
	安右衛門	松平			
	新八				
	新四郎	松平			
	重蔵	松平			
	伊兵衛	松平			
	勇助				
	春庵	松平			
	幸助	松平			
	庄太郎	三田			
	平六	三田			
	仁平次	三田			
	安次郎				
	金次郎				
	四郎左衛門	松平			
	源七	三田			
	清吉	河野			
	長四郎	松平			
	乙次郎				
	儀助				
武兵衛					
半重郎					

注) 本表は、文化11年5月「連印帳」(台方区有A38)と文化5年9月「村法度々條書」(台方区有A34)を基礎に、文化8年7月「田畑役高帳」(有原家ウ55-1)及び、文化7年6月「宗門人別帳」(高家37)、文化14年10月「宗門御改帳」(前嶋家シ21)、文化6年7月「御請連印帳」(台方区有A35)より作成。

付百姓が一軒を占めた。⁽⁴³⁾花輪の百姓は二三軒の内、松平知行所付百姓が一〇軒、幕領付百姓が三軒を占め、羽黒の百姓は一六軒の内、松平知行所付百姓が一三軒を占めた。⁽⁴⁵⁾大門の百姓は二二軒の内、三田知行所付百姓が一四軒、松平知行所付百姓が四軒を占め、⁽⁴⁶⁾砂郷の百姓は四九軒の内、松平知行所付百姓が一六軒、三田知行所付百姓が一五軒を占めた。⁽⁴⁷⁾村内一の知行高を有する松平氏の知行所付百姓は、全ての入地にわたって広範囲に存在しているが、三田知行所付百姓は、大門と砂郷に集中し、河野知行所付百姓は弥勒に集中し、幕領付百姓は大作に多く居住していたことがわかる。松平知行所付百姓を除く、残りの三知行所付百姓は、入地と知行所との間に一定の相関関係があった。

5 台方村関係文書群

台方村に關係する文書群は、同村の村役人家を務めた家々が文書を現在まで残したことにより豊富に存在するが、⁽⁴⁸⁾ここでは本書全体にわたって使用する前嶋家文書と有原家文書を中心に紹介する。⁽⁴⁹⁾

前嶋家文書は、総点数三万五八八二点からなる文書群である。⁽⁵⁰⁾同家は、代々弥勒に居を構える家で、文化期からは旗本河野氏知行所分の名主や組頭を務め、明治期以降は台方村の副戸長・戸長、東金町長、千葉県会議員など、長く公務に従事する家柄であった。前嶋家文書からは、とりわけ文化期以降の領主河野氏や村役人として行っていた活動が具体的にわかる史料や、明治期の副戸長・戸長として行っていた職務の実際のほかに、同家が地主経営や、さらに米屋として活動していたことなどがわかる。

有原家文書は、総点数六八六七点からなる文書群である。⁽⁵¹⁾同家は、代々羽黒に居を構える家で、同家に残る過去帳や菩提寺にある墓碑から、同家の初代とされる有原伊豆守義高は、天文十一年(二五四)三月十一日に没したことが確認できる。有原家は、戦国期以来の由緒をもつ「旧家」の一つであった。⁽⁵²⁾有原家は、元禄期以降幕末に至るまで断

続的ながら松平知行所の名主・組頭を務め、享和・文化期には河野知行所の名主役も兼帯するなど、旗本知行所の運営ならびに、相給村落運営全体にも深く関わっていたことが残された文書群からも推測できる。明治期には台方村の事務掛・用掛などの公務を務めるかたわら、家業として質屋や醤油製造業を始めるなど、いくつかの商売を行っている。

台方村には、前嶋家や有原家のように村役人を務めた家に残る文書群のほかに、一村全体で管理してきた台方区有文書がある。⁽⁵³⁾同区有文書には、文禄三年(二五九四)の「台方郷御繩打水帳」のほかに、村法度や、雄蛇が池用水関係、山王宮祭祀関係など、村全体の維持運営に關係する文書群が多くあるところに特徴がある。その他、台方村の周辺村に目を向けると、福俵村には福俵区有文書が、押堀村には志賀家文書や高宮家文書が、堀上村には篠原家文書など、近世期における当該地域の実態を明らかにできる文書群が複数存在し、⁽⁵⁴⁾村内に残る前述した文書群と合わせると充実した村方文書群の所在が確認できる地域といえる。

註

- (1) 川村優 a 『旗本知行所の研究』思文閣出版、一九八八年)、川村 b 『旗本知行所の支配構造』(吉川弘文館、一九九一年)、川村 c 『旗本領郷村の研究』(岩田書院、二〇〇四年)。
- (2) 註(1)川村 c 第二章第五節(初出一九七八年)。
- (3) 白川部達夫 『旗本知行と石高制』(岩田書院、二〇一三年)。
- (4) 同前一〇頁。
- (5) 熊谷光子 『畿内・近国の旗本知行と在地代官』(清文堂、二〇一三年)。

- (6) 尾脇秀和『近世京都近郊の村と百姓』(思文閣出版、二〇一四年)。
- (7) さらに、近世初頭の検地で屋敷名請された土地は大門・羽黒にしかないという事実も興味深い。この点は、六入地の成立事情を説明する手掛かりとなり得るだろう。
- (8) 渡辺尚志 a 「歴史像はいかにつくられたか」(同編『幕末維新时期秋藩村落社会の変動』岩田書院、二〇〇二年、所収)のち渡辺尚志「豪農・村落共同体と地域社会」柏書房、二〇〇七年、に再録)、渡辺 b 『東西豪農の明治維新』(塙書房、二〇〇九年)。
- (9) 秋藩における藩庁側と諸隊との内戦時には、藩庁側も民衆の戦争被害に対してきめ細かい補償をしており、両軍とも民心収攬には意を用いていた。こうした領主側の対応も、のちの民衆の記憶と記録のあり方に強い影響を与えたであろう。この点については、渡辺尚志「幕末維新时期の民衆と戦争」(山口県史の窓 史料編 幕末維新五) 山口県環境生活部 県史編さん室、二〇一二年)を参照。
- (10) 『旧源村上布田猪野家文書目録』(山武市教育委員会、二〇一五年)によれば、猪野家文書中には、新出史料である「文久太平記」(文久四年の写本)が存在する。
- (11) 台方村の概況については、『東金市台方 前嶋家文書目録 1』(千葉県総務部文書課、一九八八年)所収の「2 近世の台方村」(一〇一頁)や、『東金市台方 有原家文書目録(上)』(千葉県文書館、二〇一一年)所収の「III 台方地区の歴史」(四一―一六頁)などに拠った。なお前嶋家文書については、現在『東金市台方 前嶋家文書目録 4』まで刊行されており、二〇一六年三月刊行予定の『前嶋家文書目録 5』をもって同館所蔵分の前嶋家文書のすべてが刊行することになる。有原家は、前述の上巻に加え、『東金市台方 有原家文書目録(下)』(二〇一二年)が刊行され、同館所蔵分のすべてが完結している。

台方村及び周辺地域を分析の対象とした研究には、酒井均「明治二年「台方村伍什組差違一件」」(『歴史科学と教育』二、一九八三年)や、渡辺尚志「相給知行と豪農経営―上総国山辺郡台方村を事例として―」(『惣百姓と近世村落』第二編第七章所収、岩田書院、二〇〇七年。初出は一九八九年)、松村祐子「近世上総下総地域における物資輸送について」(『歴史科学と教育』八、一九八九年)、富善一敏「近世東金地域における水利秩序と用水組合の性格について」(吉田伸之・渡辺尚志編『近世房総地域史研究』東京大学出版会、一九九三年)、原直史『日本近世の地域と流通』所収第二章「近世両総地域における駄賃稼ぎ」(山川出版社、一九九六年)、池辺和彦「近世における関東相給村落の構造―上総国山辺郡台方村を事例として―」(兵庫教育大学大学院二〇〇三年度学位論文、中村壘 a 「近世相給村落における土地取引証文の分析―上総国山辺郡台方村前嶋家の事例―」(『農業経済研究 別冊二〇一〇年度日本農業経済学会論文集』二〇一〇年)、中村 b 「近世相給知行主と村落共同体―上総国山辺郡台方村を事例として―」(『愛国学園大学人間文化研究紀要』一三、二〇一一年)などがある。

そのほか、台方村の相給村落としての特質を旗本知行所村・村内小地域集団の両側面から分析を行った伊藤陽啓氏による一連の研究がある。伊藤陽啓 a 「近世後期相給村落における村方騒動―いわゆる「分断」の内容について―」(『千葉県史の歴史』二九、一九八五年)、伊藤 b 「相給村落の終焉と直轄県―宮谷県を中心に―」(『房総の郷土史』一五、一九八七年)、伊藤 c 「近世村落における小地域集団―上総国山辺郡台方村「入地」を事例として―」(『房総の郷土史』一五、一九八七年)、伊藤 d 「相給村落における村結合と知行所結合―上総国山辺郡台方村を事例として―」(『歴史科学と教育』七、一九八八年)、伊藤 e 「相給村落における「入地」結合―上総国山辺郡、特に台方村・四天木村を事例として―」(千葉歴史学会編『近世房総の社会と文化』高科書店、一九九四年)。

なお、自治体史では、東金市史編纂委員会編『東金市史(史料篇一・二・三)』(東金市役所、一九七六・一九七八・一

九八〇年)、同委員会編『東金市史(通史篇上・下)』(東金市役所、一九九二・一九九三年)や、千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 資料編 近世4(上総2)』(千葉県、二〇〇二年)、同財団編『千葉県の歴史 資料編 近世1(房総全域)』(二〇〇六年)、『千葉県の歴史 通史編 近世1』(二〇〇七年)、『千葉県の歴史 通史編 近世2』(二〇〇八年)があり、資料の紹介とともに台方村が取り上げられている。

(12) 砂郷集落の成立時期については、慶長一三年成立、寛永年中成立、承応年中成立と史料により異同があるが(註(11)『前嶋家文書目録1』参照)、一七世紀の早い段階に本村である根方から派生してできた集落であった。

(13) 本図は、東金市台方『奥田家文書』イ一「旧台方村絵図」(千葉県文書館収蔵)をベースに、前嶋家文書(以下、前嶋家と略す)の自宅に保管されている文書「台方村字・道他絵図」(箱九一・九一・九一)から情報を補足し、入地の境界線を明確にし作成したものである。本図の作成については、当研究会メンバーの一人である徳永曉氏にご尽力いただいた。本図のもとになった「旧台方村絵図」は、年未詳ながら、近世期における台方村の集落と耕地並びに、道や用水路全体が俯瞰できる史料として貴重である。なかでも、北部の山林に向けて街道沿いの根方集落から伸びる一本もの道は、現在の地図と照らし合わせてもほぼ比定することができる。

(14) 六入地の呼称は、近世を通じて固定化されていたわけではなかった。羽黒に一七世紀後半頃に吸収された内手(出)や、弥勒は大弥勒と小弥勒に、また砂郷は砂郷上と砂郷下というように、近世の早い段階で吸収された入地や、入地内部を細分化した入地が存在したことが史料上からわかる。こうした「小入地」と呼び得る集落の単位は、近世を通じて特に宗教儀礼などの際に機能していたことがわかるが、百姓の領主対応や村への対応の際には、六入地の呼称が用いられている。よって本書では、特に断らない限り六入地の呼称に統一する。

(15) 『千葉県の歴史 通史編 近世1』(千葉県、二〇〇七年)六一〇〜六一三頁。

(16) 花輪手樋をめぐって宝暦期に台方村と水戸四か村の間で発生した争論については、筈尾由香「近世東金地域における用水争論と水利秩序の形成―上総国山辺郡台方村を中心に―」(筑波大学人文学類二〇〇四年度卒業論文)を参考にさせていただいた。同論文では、台方村が立場上、常に地水の分配をめぐって争論の中心にいたことを指摘している。

(17) 九か村の内訳は、山口村・田中村・大豆谷村・福俵村・台方村・東金町・押堀村・川場村・堀上村である。

(18) 五か村の内訳は、台方村・東金町・押堀村・川場村・堀上村である。

(19) 一八か村の内訳は、東金町・台方村・押堀村・川場村・堀上村・大豆谷村・田中村・山口村・福俵村・幸田村・北幸谷村・中村・上谷村・上谷新田村・清名幸谷村・養安寺村・下谷村・中嶋村である。

(20) 二七か村の内訳は、東金町・台方村・押堀村・川場村・堀上村・大豆谷村・田中村・山口村・福俵村・幸田村・北幸谷村・中村・上谷村・上谷新田村・清名幸谷村・養安寺村・下谷村・中嶋村・田間村・二又村・松之内村・菱沼村・家子村・道庭村・北之幸谷村・求名村・姫島村である。

(21) 三〇か村の内訳は、東金町・台方村・押堀村・川場村・堀上村・大豆谷村・田中村・山口村・福俵村・幸田村・北幸谷村・中村・上谷村・上谷新田村・清名幸谷村・養安寺村・田間村・二又村・松之内村・菱沼村・家子村・道庭村・北之幸谷村・求名村・姫島村・油井村・中島新田村・下谷新田・小野村・松之郷村である。

(22) 九か所の内訳は、大豆谷村・台方村・東金町の四区(上宿町・新宿町・岩崎町・谷)・押堀村・川場村・堀上村である。

(23) 五か村の内訳は、大豆谷村・田中村・山田村・台方村・東金町である。

(24) 註(11)参照。

(25) 松平家は三河国宝飯郡形原に居住した松平家に連なる家で、支配地は元禄二年八月の移封後、台方村のほか下総国豊田郡内に四か村、香取郡内に二か村の計一六七〇石余を知行した。歴代の当主は小姓組に列することが多く、なかに

は西丸書院番頭や駿府城番、目付を務めた当主がいる。

(26) 三田家は、台方村のほかにも上総国山辺郡小野村と武射郡下武射村合わせて五八〇石を知行する旗本である。代々大番に列することが多かった。

(27) 大橋家は、上総国・下総国・相模国内で計二二〇〇石余を知行する旗本で宝暦四年には勘定奉行を務めたが、同八年に美濃郡代支配下の農民が不平をいだき出訴したため、断絶となった。

(28) 河野家は、代々奥医師などの幕府官医を務める家で、第三代当主通房の代の元禄一〇年七月から上総国山辺郡台方村・福俵村と長柄郡千沢村・粟生野村の計四か村五〇〇石を知行した。

(29) 『前嶋家文書目録1』の「別表1 領主・役人名一覽」(二三〇頁)では、宝暦九年以降幕末まで、幕領と清水領とで三度支配が変わっている。

(30) いずれも御朱印地ではなく、私領地であった(宝暦一〇年八月「台方村村鏡帳」〔前嶋家文書〕オ一七)。なお、宝暦期当時の寺社高は大林寺が一・七石余、常光寺が二・七石余、大宝寺が六・九石余、妙福寺が九・四石余、天神社地が二・八石余あった。

(31) 明和三年一〇月「覚」〔高家文書〕二五二。

(32) 最福寺を檀那寺とした家には河野知行所の名主や地代官を務めた小安家が、本漸寺を檀那寺とした家には同じく河野知行所の名主を務めた前嶋家が、法光寺を檀那寺とした家には松平知行所の村役人を務めた有原家がある。

(33) 山王宮(現在の日吉神社)は、大同二年に最福寺を創建した最澄が、近江国の日吉神社を同寺の裏山の嶺に勧請したものとされ、以降大豆谷村・台方村・辺田方村(東金町)・堀上村・川場村・押堀村六か村の総鎮守になったとされる(『有原家文書(上)』解題一四〇―一五頁)。

(34) 宝暦九年八月「田畑高改小前帳」〔高家文書〕一八二。

(35) とりわけ、一〇石以上の持高を有した一〇軒の内、五軒は造酒屋を営んでいたり、有原家と縁戚関係にあった米穀問屋の名などがみえる。東金町の商人層による越石所持が行われていた。

(36) 持高一〇石以上を所持した一一軒の内、八軒が、松平知行所や三田知行所、河野知行所の名主・組頭を務めている。

(37) 傳六家は、宝暦一二年一月に願いによって御役御免となっている(北田定男「千葉県東金市の高家文書について」〔研究紀要千葉工商高等学校〕一、一九七七年)。

(38) 宝暦一〇年八月の「台方村村鏡帳」〔前嶋家文書〕オ一七によると、台方村の百姓総軒数は一六六軒あったことが確認できる。表1における台方村百姓の総軒数は一二〇軒で、この内、寺社等の軒数一一軒を除くと、軒数は一〇九軒となる。村鏡帳でみた軒数とは五七軒もの開きがある。この五七軒については、無高百姓であったと推測できる。台方村には持高一石未満の百姓に加え、無高百姓も村内に多く抱えていた。

(39) 表2作成にあたっては、文化一一年五月「連印帳」〔台方区有文書〕A三八)を基礎史料にして、すべての入地百姓を列挙しようとしたが、羽黒の百姓だけ史料上欠如していたため、文化五年九月「村法度々條書」〔台方区有文書〕A三四)から羽黒百姓のみ抽出して百姓名を補った。なお、百姓ごとの知行主については、松平知行所付百姓は文化八年七月の「田畑役高帳」〔有原家文書〕ウ五五―一)から確定し、三田知行所付百姓は文化七年六月の「宗門人別帳」〔高家文書〕三七)から、河野知行所付百姓は文化一四年一〇月「宗門御改帳」〔前嶋家文書〕シ二一)から、幕領付百姓は文化六年七月「御請連印帳」〔台方区有文書〕A三五)から確定した。

(40) 一六六軒の百姓の内、註39)で用いた史料では知行主が確定できなかった百姓が四三名いた。この四三名は、無高百姓と思われる。ただし、無高であっても四給いづれかの知行主に属していたと思われるが、詳細は不明である。

(41) 『前嶋家文書目録1』の解題(伊藤陽啓氏執筆部分)によれば、「台方村の知行付百姓の存在形態は入地ごとによりまとまりをもったものではなく、しかし完全に分散したものとみえず、その中間形態、すなわち偏りのある分散ということになる」とあるが、本文中で述べるように松平知行所付百姓を除けば、残り三給の百姓は、ほぼ入地単位で知行主が分かれています、その意味では知行所付百姓の存在形態は入地単位で一定のまとまりをもっていたといえよう。

(42) ほかに三田知行所付百姓が一軒、知行主不明百姓は七軒ある。

(43) ほかに知行主不明百姓が五軒ある。

(44) ほかに三田知行所付百姓が一軒、河野知行所付百姓が一軒、知行主不明百姓が八軒ある。

(45) ほかに河野知行所付百姓が一軒、知行主不明百姓が二軒ある。

(46) ほかに知行主不明百姓が四軒ある。

(47) ほかに河野知行所付百姓が一軒、知行主不明百姓が一七軒ある。

(48) 松平知行所の村役人を務めた家の文書としては、本文中で取り上げる有原家のほかに「伊藤籌二家文書」花輪の野嶋勘左衛門家が存在する。河野知行所の村役人を務めた家の文書には、前嶋家のほかに「小安家文書」弥勒の村役人を務めた家の文書には、「柴家文書」(大作の茂左衛門家)がある。これらの文書群を本論集においては本格的に検討したわけではないが、前述の前嶋家文書や有原家文書と合わせると、四給村役人を務めたことのある家々の文書群が、台方村には残っていることになる。

(49) 前嶋家文書については、一万六四〇二点が千葉県文書館に収蔵されており、有原家文書については、現在六六七一点が千葉県文書館に寄託収蔵されている。両家の目録刊行状況については、註(11)を参照。

(50) 『前嶋家文書目録2』(二〇一三年)の解題「I 受入れの経緯」参照。

(51) 『有原家文書目録(上)』(二〇一一年)の解題「I 受入れの経緯」参照。ただし、後に一九六点を有原家に返還したことにより、文書館収蔵の総点数は六六七一点となった。

(52) 天保三年六月の「覚」(『有原家文書』イ一九)には、当時村内に「旧家」が九軒存在していたことが確認でき、有原家はその中に含まれている。

(53) 台方区有文書は総点数二二二一点で、現在も年一回虫干し作業が行われており、台方地区の方々の手によって保管されている。

(54) 志賀家文書と篠原家文書については、『前嶋家文書目録2』(二〇一三年)の解題「VIII 関連文書群」を参照。福俵区有文書と高宮家文書については、『千葉県歴史資料編 近世4』(二〇〇二年)の巻末「上総関係調査地一覧」及び、『千葉県歴史資料編 近世1』(二〇〇六年)の巻末「上総関係調査地一覧」を参照。